

(写し)

平成18年10月17日

雲南市水道事業管理者

雲南市長 速水雄一様

雲南市水道事業に関する審議会

会長 宮川 昇

雲南市水道事業総合整備計画と水道料金の平準化について(答申)

平成18年7月4日付け、雲水発第548号により諮問のあった標記のことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、その趣旨に基づき適切な措置を取られるよう答申します。

記

1 雲南市水道事業総合整備計画について

- (1) 水道事業整備計画の内容は、市民への給水サービスの向上を図るうえで必要不可欠であり、安全で安心できるものでなければならない。また、水道事業経営の安定を図るためにも、適正かつ合理的であることが求められる。
- (2) 計画の実施に当っては、事業費の精査圧縮を図ると共に、膜ろ過浄水施設等の施行時期については、水需要や浄水処理技術の動向を踏まえ、実施されたい。
- (3) 「雲南市中期財政計画」に沿った水道ビジョンを作成し、事業の進捗状況及び経営成果について、適時市民に公表すること。

2 水道料金の平準化について

市民の負担の平等、公平性を確保するため同一料金とし、同時に現行料金収入で推移する限り経営は困難となることが予想されるので、水道財政の健全化を図るため、料金改定はやむを得ない。

水道料金改定案は、個別原価の根拠が明確である口径別料金体系及び基本料金と従量料金の二部料金制に設定されている等、概ね適正であるが、なお次の諸点には十分なる配慮が払われることを要請する。

(1) 料金水準の低減化について

費用は、合理的能率的な経営を前提として、客観的科学的に積算すること。経営改善への取り組みとしては、有収率の向上や修繕費、委託費等維持管理費の削減等事業全般についても絶えず改善策を検討し、市民サービスの向上と料金低減に努力と工夫を重ねる必要がある。

(2) 料金体系について

1) 生活用水低廉化の政策的配慮

生活用基本料金の低減化を図るべきである。

基本水量の付与は、経営への影響を考慮して口径13mm、20mmの利用者に限定すべきである。

2) 改定率格差の是正

水道料金の平準化が目的とはいえ、合理的な料金の範囲を超えた旧6町村間の改定率格差は問題なので、一定の激変緩和措置が必要である。

(3) 用途別料金体系から口径別料金へ移行することへの配慮

現在、用途別料金体系の旧町村は、生活用として20mm、25mmメーターを設置している使用者が減口径を要望する場合、水道事業者で対応する等の配慮を行うこと。

3 料金算定期間について

水道料金改定案は、平成19年度から平成23年度までの5ヶ年間を算定期間としており、算定期間以降については、再度見直す必要がある。

4 一般会計からの補てんについて

水道事業の経営は独立採算が基本であるが、健全な経営を維持して給水サービスの向上を図るためには、新規水源の確保や膜ろ過等の高度浄水施設、水道未普及地域の解消に要する経費などで独立採算制適用の合理的範囲を超える部分については、一般会計からの補てんが図られなければならない。

また、総括原価を引き下げるために資本費（支払い利息、資産維持費）の一部を控除した場合や、料金体系の決定に際し料金の激変が生じないよう限度を超えて料金引き下げ調整をした場合は、一般会計の負担とすることもやむを得ない。

以上のことを考慮し、諮問のあった水道料金を、別紙のとおりとする。

【雲南市水道事業に関する審議会における審議の経過】

平成 18 年 7 月 4 日 第 3 回会議

「雲南市水道事業総合整備計画と水道料金の平準化」について速水雄一市長から諮問を受ける。

議題 雲南市水道事業総合整備計画（案）について水道局からの概要について説明を受ける。

議題 雲南市水道料金の改定について水道局から改定の内容について説明を受ける。

議題 今後の予定について水道局から今後の日程について説明を受ける。

平成 18 年 8 月 2 日 第 4 回会議

議題 雲南市水道事業総合整備計画と水道料金の平準化に関する諮問について（審議）

- ・水道局から整備計画（案）概要について内容の説明を受け、質疑応答を行う。（既存設備の安全性の問題点、膜ろ過設備の実施時期、水源の確保ほか）
- ・水道局から水道料金の平準化（案）の説明を受け、質疑応答を行う。（一般会計からの営業補助のあり方、生活料金の低減について）

平成 18 年 8 月 29 日 第 5 回会議

議題 雲南市水道事業総合整備計画と水道料金の平準化に関する諮問について（審議）

- ・水道局より料金改定比較表、膜ろ過設備の比較説明ほかを受ける。
- ・料金体系の推移、口径 20 mm の取り扱い、用途別から口径別料金への移行の配慮について協議を行う。
- ・事業費の圧縮、費用低減の営業努力、逓増料金のあり方ほか質疑応答を行う。
- ・小委員会を設置し答申（案）の検討を行うこととする。

平成 18 年 9 月 20 日 第 1 回小委員会

議題 雲南市水道事業総合整備計画と水道料金の平準化に関する諮問について（答申案について協議）

- ・審議会における意見集約を行う。
- ・水道料金平準化案の修正について協議を行う。（料金水準の低減化、料金体系の操作、一般会計からの補てん、従量料金の試算について）

平成 18 年 9 月 26 日 第 2 回小委員会

議題 雲南市水道事業総合整備計画と水道料金の平準化
に関する諮問について（答申案について協議）

- ・ 答申文案について協議を行う。
- ・ 水道料金平準化案の修正について確認を行う。
（料金改定比較表により料金増減の修正確認、料金収入
の修正確認）

平成 18 年 10 月 2 日 第 6 回会議

議題 雲南市水道事業総合整備計画と水道料金の平準化
に関する諮問について（答申案について協議）

- ・ 小委員会の協議事項について説明を行う。
- ・ 答申について協議、調整を行う。

平成 18 年 10 月 17 日 第 7 回会議

「雲南市水道事業総合整備計画と水道料金の平準化」に
ついて速水雄一市長に答申。

【雲南市水道事業に関する審議会委員名簿】

印は小委員会委員

会 長	宮 川 昇
副 会 長	石 飛 郁 輔
委 員	和 泉 利 男
	内 田 郁 夫
	江 角 一 津 枝
	倉 内 敦 子
	杉 原 儀
	高 橋 美 智 子
	藤 原 重 達
	堀 江 貞 男
	堀 江 治 之
	吉 原 邦 行
	若 槻 昭 夫
	渡 部 茂 子